

## 理事及び役員に関する細則

この「理事及び役員に関する細則」は、日本気球連盟会則（以下「会則」という）5-4 に基づき日本気球連盟理事会（以下「理事会」という）が定めたものである。

2001年4月28日 施行  
2014年1月26日 改正

### 第1章 理事及び役員の任期

- 1-1 会則 4-1-1 で定める理事の任期は1月1日より翌年12月31日までとする。  
ただし、任期満了後初めて開かれる理事会までは、任務を代行するものとする。
- 1-2 会則 4-3-2 で定める役員（各局員、委員）の任期は1月1日より12月31日までとする。  
ただし、任期満了後初めて開かれる理事会までは、任務を代行するものとする。
- 1-3 会則 4-3-3 で定める各局員、委員の任期は1月1日より12月31日までとする。

附則

この細則は、2014年1月26日より施行する。